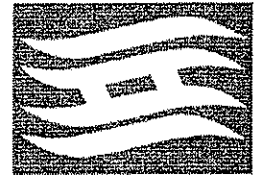


兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 行政監査の結果に係る措置結果	1

監査委員公告

平成20年3月31日

兵庫県監査委員

北川 泰 寿
天宅 陸 行
久保 敏 彦
小田 毅

行政監査の結果に係る措置結果について

平成19年6月8日付けで公表した行政監査の結果に対し、知事、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会委員長及び公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が平成20年3月10日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成19年6月8日付け行政監査報告に係る措置

行政監査「行政監査結果のフォローアップについて」

第1 8テーマの監査結果に係る措置

意見	対応及び改善策
<p>1 貸付金に係る事務事業</p> <p>(1) 融資実行率について</p> <p>融資目標額が3百億円と最も大きい新分野進出資金は、中小企業者等の経営革新、新事業の創出等を支援し、地域産業の活性化に繋げていくためのものであるため、融資制度の説明会をはじめ、あらゆる機会を通じて一層の制度周知を図り、多様な資金需要に応えられたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>新分野進出資金は、中小企業融資制度の中でも前向きな政策的資金として、従来から重点的に制度の周知に努めており、中小企業融資制度の説明会だけでなく、経営支援課など関係各課による関連諸制度の説明会や(財)ひょうご産業活性化センターなどにおいても、制度の周知を図っているところである。</p> <p>その結果、平成17年度には融資実績が80億円だったのに対し、平成18年度には140億円と増加しており、平成19年度についても約160億円となる見込である。</p> <p>今後とも、制度の周知に努めるとともに、資金の拡充及び統廃合を的確に実施するなど、利用の拡大を図っていく。</p>
<p>(11) 収入未済について</p> <p>農業改良資金、林業・木材産業改善資金及び勤労生徒奨学資金について、今後も、引き続き、収入未済の解消に向け、債権回収の強化及び債権の適正管理を図られたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>農業改良資金については、平成17年度に策定した「農業改良資金貸付金の延滞に係る処理方針」に基づき、督促の強化や延滞者の面談の実施を引き続き行うほか、さらに連帯保証人に対し請求を行うなどの取り組み強化を行っている。</p> <p>林業・木材産業改善資金については、滞納者に面談を実施し、滞納者の経済状況等を把握した上で、経済状況に応じた分割償還を指導し、引き続き債権の回収に努めている。</p> <p>(教育委員会)</p> <p>勤労生徒奨学資金については、在学時の学校等との連携を図りながら、債務者の状況を的確に把握し、申請時の住所へ返還を促す文書の送付や本人宅への訪問、電話等による督促等を行うなど、収入の促進に向けた取り組みの強化を行うとともに、適正な債権管理を行っている。</p>
<p>2 相談事業</p> <p>(1) 相談窓口の周知について</p> <p>専門相談の中でも、県民の安全・安心面から特に迅速な対応が望まれる児童・高齢者虐待やDV等の相談事業については、相談窓口の周知のため、一過性の広報に留まることなく、全世帯配布広報紙「県民だよりひょうご」の紙面を工夫するなどして掲載に努められたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>「県民だよりひょうご」では、各種相談窓口の周知・啓発を図っているが、とりわけ、総合的な相談窓口である「さわやか県民相談」のフリーダイヤル番号を毎年で毎号掲載することで、「さわやか県民相談」を通じた専門相談窓口への案内が適切に行えるよう配慮している。</p> <p>また、県ホームページにおいても、専門相談窓口を掲載するなどの情報提供を行っており、今後とも、「県民だよりひょうご」及び県ホームページの活用等により、県民に対する効果的な広報に努めていく。</p>

<p>(8) 相談実績について</p> <p>地域高齢者総合相談ではセンターによって相談実績に格差があることから、原因を分析し、より効果的な事業運営を図られたい。</p> <p>また、中央高齢者総合相談センターの専門相談は、いずれも社会問題化している重要課題に関するものであることから、「県民だよりひょうご」やインターネットの活用、市町の取り組みや各種生涯学習講座との連携等により、利用情報の県民への一層の周知が進むよう工夫されたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>地域高齢者総合相談の相談実績については、県の高齢者総合相談が市町等の相談業務の補完的な役割を担うものであることから、管内の市町等における相談資源の違い等によって格差が生じているものと考えられる。</p> <p>平成18年4月からは、全市町に地域包括支援センターが設置され、高齢者への総合相談支援業務を担うようになっており、県と市町の役割分担の観点から、地域高齢者総合相談センターは平成19年度限りで廃止することとしている。</p> <p>また、中央高齢者総合相談センターの相談内容・日時等については「県民だよりひょうご」に掲載しているほか、県ホームページに相談窓口一覧を掲載して広報を図っており、さらに、平成19年度においては、約3,500の介護保険事業者を対象とした研修会において中央及び地域高齢者総合相談センターの広報・周知に努めた。</p>
<p>(9) 相談結果の活用について</p> <p>県民が求める情報を的確に把握し、県ホームページ上の情報掲載の充実に努めるとともに、掲載後の情報更新についても適切・迅速に対応されたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>広報課から各部局に対して、平成19年5月1日付で「ホームページ『よくある質問』等へのページ登録促進について」を依頼通知した。今後も引き続き、情報の掲載充実に努めていく。</p>
<p>3 生涯学習講座事業</p> <p>(3) 事業の実施結果について</p> <p>ア 応募状況について</p> <p>(ア) 兵庫県産業技術大学の定員充足率は平成17年度においても58.9%であるので、一層の企業ニーズの把握、新規受講企業の開拓、PRの強化等に努められたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>講座内容や開催時期、開催場所等について、企業にヒアリングを行うなど、受講者側のニーズの反映に努めるとともに、PRの充実に努めた結果、平成18年度においては、定員充足率が88.8%に達している。今後とも、一層の効果的な事業運営に努めていく。</p>
<p>(イ) 生活創造大学については、平成18年度からは、地域の実情にあわせた柔軟なカリキュラムを編成しているほか、受講生同士のネットワークづくりにより配慮した内容の講座を展開しているが、今後とも、より幅広い層からの受講生を確保できるよう講座内容や開講時期等を工夫するとともに、受講者が学習の成果を地域での活動に生かせるよう、効果的な事業運営に努められたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>本事業については、開設後17年を経過し、市町や民間の講座が充実されてきたことを踏まえ、所期の目的を果たしたものとして平成19年度をもって廃止することとしている。</p>
<p>4 県が設置している宿泊施設の管理運営事務</p> <p>(イ) 今後の施設のあり方について</p> <p>オ 文化会館等</p> <p>現在保有している図書及び視聴覚資料については、保有の必要性を検証するとともに、生活創造情報プラザとして保有すべき情報資料の整備に努められたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>文化会館等の図書、視聴覚資料は、歴史的価値等を考慮した上で保有の必要性を検証し、文化や生涯学習、地域づくりなど必要な資料を選別の上、生活創造情報プラザのライブラリーとして活用していく。また、文化会館ホームページで紹介するなど利用促進を図っていく。</p>

<p>5 県が設置している都市公園・文化・スポーツ施設の管理運営事務</p> <p>(1) 施設のあり方について 昆虫館のあり方について、関係機関との協議、調整を早急に進められたい。</p>	<p>(教育委員会)</p> <p>地元及び関係機関と協議の上、昆虫標本の展示機能を平成20年3月に佐用町にオープンするひょうご環境体験館に移転させ、昆虫館は平成19年度をもって廃止することとしている。</p>
<p>(2) 施設の管理運営について</p> <p>イ 施設の運営について</p> <p>(ア) 有料施設の利用状況について</p> <p>本県では、県民の年末年始や休日・夜間の過ごし方の変化を踏まえ、平成18年度から、公の施設のうち29施設において年末年始の開業日を拡大したほか、9施設において開業日・開業時間の拡大を実施するなど、県民サービスの向上を図っているところであるが、今後とも、県民が利用しやすい施設運営に意を用い、施設の利用促進を図られたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>利用が低調であった4施設の対応状況は次のとおりである。</p> <p>〔東はりま青少年館〕 加古川市が設置する類似施設との連携を深めることにより、これら施設の一層の利用促進及び経営の効率化が図られ、より一層地域住民の福祉の増進に資することができることから、平成20年度末に同市に譲渡することとしている。</p> <p>〔丹波年輪の里〕 会議室、研修室等については、住民参画によるイベントや利用者ニーズに応じた教室を開催し、新規利用者の開拓及びリピーターの確保に努めており、利用者数は増加傾向にあるが、今後も引き続き、利用促進に努めていく。</p> <p>〔フラワーセンター〕 入園者数は減少傾向が続いているが、平成18年度から夏期の夜間一部開園（トワイライト・オープン）を実施しているほか、平成20年度からは「年間パスポート」の発行や、高齢者・障害者等に配慮した見学ルートを設置するなどの誘致対策を実施することとしている。</p> <p>〔播磨中央公園〕 公園管理運営協議会部会「はりちゅう夢企画」を中心としたPR等の取り組みを推進した結果、野外ステージの利用件数は、平成17年度の6件に対し、18年度8件、19年度14件と大きく伸びている。 また、平成20年度からは住民参画イベント等を実施するなど、個人利用についても積極的な利用促進を図り、より一層の利用向上に努め、ホームページやダイレクトメール等による広報の充実を図っていく。</p>
<p>6 高額機器の取得、利用・管理</p> <p>(2) 機器の利用・管理について</p> <p>ア 機器の稼働</p> <p>(イ) 評価管理システムの構築</p> <p>県立大学や一部の試験研究機関においては、組織的に機器の評価管理を行うシステムが構築されておらず、あるいは機器の有効活用方策を検討する場として必ずしも機能していない現状が見受けられることから、当該システムが実質的に機能するよう組織的な取り組みを図られたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>県立大学においては、汎用的な研究機器について、共同利用機器として登録・管理して有効活用を努めているところであるが、これらの利用状況の評価管理の仕組みについては、今後検討していく。</p> <p>試験研究機関においては、稼働率の低い機器について評価管理委員会を開催するなどにより、機器の必要性や利活用方策を検討し、機器の稼働率向上をめざした取り組みを組織的に進めている。</p>

<p>7 公益法人等に対する指導監督等 (1) 県が所管する公益法人に対する指導監督事務 ア 民法、県規則等による指導監督事務 (7) 各種報告書類の提出について 期限内提出についての指導及び未提出法人についての指導を徹底されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 各種報告書類の期限内提出については、立入検査等の機会をとらえて各法人に対し指導を徹底するとともに、未提出法人に対しては、時期に応じて適切に提出の督促を行っている。</p>
<p>イ 指導監督基準等による指導監督事務 (7) 事業費の総支出額に占める割合について 指導監督基準等では、事業費は可能な限り総支出額の2分の1以上にすることが求められているため、当該基準等に適合しない法人に対しては、その実態を踏まえ、引き続き事業費の占める割合の拡大について指導されたい。 (イ) 管理費の総支出額に占める割合について 指導監督基準等では、管理費は可能な限り総支出額の2分の1以下にすることが求められているため、当該基準等に適合しない法人に対しては、その実態を踏まえ、引き続き管理費の占める割合の削減について指導されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会、公安委員会) 事業費あるいは管理費の総支出額に占める割合が指導監督基準等に適合しない法人に対しては、立入検査等の際に、より積極的な公益事業の実施と、事業費・管理費の適正な会計区分等について指導している。 平成20年12月1日から施行される新公益法人制度において、公益社団・財団法人に移行するためには、公益目的事業比率が百分の五十以上とされるため、現行の公益法人がこれに適合するよう、さらに公益目的事業の拡大と管理費等の削減の指導に努めていく。</p>
<p>(ウ) 理事の構成について 指導監督基準等では、理事のうち、同一の親族、特定の企業関係者、所管官庁の出身者が占める割合は、各々理事数の3分の1以下に、同一の業界関係者が占める割合は、2分の1以下にすることが求められているため、当該基準等に適合しない法人に対しては、引き続き、理事の構成割合が定められている趣旨を踏まえ指導されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 理事の構成割合が指導監督基準等に適合しない法人に対しては、立入検査等の際に、理事の構成割合が定められている趣旨に沿った運営がなされるよう指導している。 平成20年12月1日から施行される新公益法人制度において、公益社団・財団法人に移行するためには、理事の構成割合が要件となるため、現行の公益法人がこれに適合するよう、さらに適正な理事の構成割合について指導に努めていく。</p>
<p>(エ) 情報公開等について b インターネットによる情報公開について ホームページの開設を引き続き要請するとともに、ホームページに業務、財務等に関する所要の情報を掲載するよう要請されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会、公安委員会) ホームページを開設した法人は、平成19年10月1日現在312法人(52.9%)で、年々増加してきている。 今後も、立入検査等において、法人の実態を踏まえ、インターネットによる情報公開に積極的に取り組むよう要請していく。</p>
<p>(オ) 互助・共済団体等における外部監事の導入について 互助・共済団体等に該当する法人に対し、外部監事の導入を引き続き指導されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 構成員相互の利益を図ることを主たる目的とした互助・共済団体等の法人は、公益法人制度改革により一般社団・財団法人への移行が想定されるが、外部監事未導入の法人に対しては、外部監事の導入に向け、引き続き指導していく。</p>

<p>(2) 県が出資等する公益法人等に対する指導監督事務</p> <p>イ 法人の内部統制等</p> <p>(7) 内部けん制制度について</p> <p>a 職場研修について</p> <p>今後も、会計研修や倫理研修等に積極的に取り組み、法人職員の一層の資質向上を図るよう指導されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>各法人とも、不祥事防止や倫理観向上のための職場研修を実施したり、県出納局等が主催する会計研修へ法人職員を積極的に参加させており、今後も引き続き、職員の資質向上を図るための取り組みについて指導していく。</p>
<p>c 会計事務等について</p> <p>法人内部のチェック機能が効率的・効果的に機能しているかの把握に努め、内部けん制機能のより一層の向上を図られるよう指導されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>各法人においては、決算時のもとより、月次における財務状況等の的確な把握に努めているほか、「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」を活用した会計事務の点検等を行っており、今後も引き続き、内部けん制機能の向上を図られるよう指導していく。</p>
<p>(4) 内部監査制度について</p> <p>監事の専任化を推進するとともに、監事機能の強化を指導されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>専任監事が設置されている法人に対しては、監事による県マニュアルの活用や、職員による監事事務の補助、定期的な検査の実施など、監事機能の充実に向けた取り組みを指導している。</p> <p>また、法人の規模が小さいなどの理由により専任監事の設置が困難な法人に対しては、複数職員によるダブルチェック等により内部けん制機能の向上を図るよう指導している。</p>
<p>(4) 外部監査について</p> <p>外部監査の導入や、公認会計士等による会計指導等の強化・充実を図るよう法人を指導されたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>外部監査の導入については、法人の事業規模等を踏まえつつ、引き続き導入に向けた検討を指導していく。</p> <p>なお、導入が困難な法人に対しては、公認会計士等による会計指導の一層の強化・充実を図るよう指導している。</p>
<p>(E) ホームページへの情報公開に向けた指導について</p> <p>ホームページ上で情報公開を速やかに行うとともに、最新の情報が公開されるようデータ更新にも配慮するよう、法人を指導されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>ホームページ上での情報公開が不十分であった法人に対しては、最新の情報の掲載及び随時更新等を指導しており、その結果、所要の情報の掲載が順次図られている。</p>
<p>8 公舎、職員住宅等の管理運営</p> <p>(2) 公舎等の管理運営について</p> <p>イ 個別の事業用公舎について</p> <p>(4) 病院局看護師宿舎、借上公舎</p> <p>看護師宿舎及び医師公舎の有効活用に努められたい。このうち借上看護師宿舎等については、需給状況に応じた適切な戸数管理に努めるとともに、一棟借上げの宿舎については、部分解約等に向けた交渉、協議に鋭意取り組まれたい。</p>	<p>(病院局)</p> <p>県有宿舎等は老朽化により入居率が低迷しているため、倉庫等への転用による有効活用を図っている。</p> <p>借上宿舎等は部屋単位、フロア単位の借り上げの場合、医師公舎への転用を図るとともに、入居が見込まれないときは解約を行っており、引き続き適切な処置を行っていく。</p> <p>一棟借上げを行っている看護師宿舎については、平成19年度から7:1看護配置基準の取得による看護師増があり、入居率は56.2% (平成18年度末) から75.3% (平成20年1月末現在) へと改善している。今後大幅な看護師増が見込まれない場合は、入居状況を見極めながら、部分解約等に向けた交渉、協議に取り組んでいく。</p>

(3) 公舎、職員住宅等の管理運営について(全体)

今後とも、管理戸数のさらなる見直しを進めるとともに、既存ストックの一層の有効活用に努められたい。

(知事部局)

老朽化や入居率の低い職員住宅については廃止することとし、平成19年4月現在の管理戸数1,366戸から332戸を削減することとしているが、厳しい財政状況も踏まえ、今後も、職員住宅の必要性や施設の老朽化等の状況も勘案し、さらに管理戸数の見直しを検討していく。

なお、県立大学の教職員住宅については、入居率は概ね80%となっており、引き続き効率的かつ有効的な教職員住宅の活用に努めていく。

また、既存の公舎については、入居者の指定要件を緩和するなどの活用促進を図っているほか、老朽化し、活用の見込めない戸建て公舎については順次、用途廃止を行い、売却をしている。

今後も、公舎の現状を踏まえ、設置の必要性等を点検し、引き続き対応していく。

(企業庁)

公舎の有効活用を図るため、知事部局等に在職する者や6～7級職員の入居を承認するなど、入居者の指定要件緩和方策を講じてきた。

また、老朽化し、長期にわたり空き家になっているものについては、廃止し売却に向けた手続を行っている。

老朽化し、活用の見込めない職員住宅についても廃止、売却をしており、管理戸数の見直しを進めている。

今後も、入居率の改善を進め、既存ストックの有効活用に努めていく。

(病院局)

医師公舎については、従来入居対象としていなかった臨床研修医を入居対象にするなどにより、入居率の改善に努めている。

借上宿舎等については、入居状況に応じた解約を実施しており、今後も、既存ストックの有効活用に努めていく。

(教育委員会)

教職員住宅及び公舎の見直し方針に基づき、耐用年数・耐震性能・入居需要等を考慮しながら順次廃止・撤去・売却を行っている。また、当面存続する公舎等についても、計画的に必要な修繕を行い適正な維持管理に努めるとともに、入居資格要件の緩和を引き続き行い、入居率の改善に努めていく。

(公安委員会)

特定公舎、一般公舎及び待機宿舎のうち、施設の老朽化等による損傷が著しく、入居者も見込めないものについては、用途廃止し解体を行っている。

	<p>空き家となっていた公舎については、特定公舎から一般公舎（第2種公舎）に種類を変更し、入居要件を緩和することにより入居者を確保しているほか、既存の待機宿舎の独身寮としての代替活用や、狭小住宅の2戸貸しを継続実施し、入居率の改善に努めている。</p>
<p>(4) 公舎・職員住宅等の管理の個別課題について</p> <p>ア 財産の使用に伴う料金について</p> <p>(ア) 駐車場使用料の徴収</p> <p>段階的に駐車場として整備したうえ、駐車場使用料を徴収する方針のようであるが、現に公有財産が駐車場として私的に利用されている実態と、事実上車庫として利用されることにより「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に抵触するおそれもあることから、駐車場として使用許可をし、使用料を徴収されたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>該当する職員住宅駐車場については、全て平成19年8月1日から駐車場の使用料を徴収している。</p>
<p>(イ) 使用料面積への専用物置面積の算入</p> <p>公舎と同様、使用料算定面積に含め、使用料を徴収されたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>該当する職員住宅については、平成19年9月1日から専用物置面積を使用料算定面積に含め、使用料を徴収している。</p>
<p>イ 財産管理について</p> <p>(イ) 法令（消防法）の遵守</p> <p>防火管理者が異動等により転居した場合は、速やかに後任の防火管理者を選任するとともに、消防法の定める消防計画に基づき消防訓練を実施するよう指導されたい。</p>	<p>(知事部局、企業庁、公安委員会)</p> <p>防火管理者が未選任あるいは選任届が所轄の消防署に未提出であった職員住宅・公舎については、全て防火管理者を選任の上、消防署への届出を行った。</p> <p>また、消防訓練については、対象となる職員住宅・公舎の防火管理者や自治会役員に対し指導した結果、平成19年度中に全て実施済、または実施予定である。</p> <p>今後も、防火管理者及び自治会に対し、消防法を遵守し、適切な防火管理を行うよう指導していく。</p>
<p>(ウ) 入居者に対する適切な指導</p> <p>職員住宅の居住環境を良好に維持することは、入居者として当然の義務であることから、入居者に対し、なお一層指導に努められたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>植栽等の環境整備については、入居者が共同で負担することとしており、関係する職員住宅の自治会に対し指導を行った結果、現在は適切に管理されている。</p> <p>引き続き、居住環境の適正な維持管理について指導に努めていく。</p>

第2 特定監査項目の監査結果に係る措置

1 貸付金債権の管理と償還事務

意 見	対応及び改善策
<p>(1) 共通事項</p> <p>ア 収入未済への対応</p> <p>(ア) 適切な初期対応</p> <p>収入未済発生時の初期対応を適切に行われたい。</p>	<p>(知事部局〔母子寡婦福祉資金〕、教育委員会)</p> <p>収入未済発生時には、対応方針やマニュアル等に基づき、速やかに電話督促や訪問督促、債務者の実態把握を行い、今後の納付について債務者と協議するなどにより、適切な初期対応に努めている。</p>

	<p>(知事部局〔中小企業高度化資金・中小企業設備近代化資金〕)</p> <p>収入未済発生時には、対応方針やマニュアル等に基づき、速やかに電話督促や訪問督促、債務者の実態把握を行い、今後の納付について債務者と協議するなどにより、適切な初期対応に努めている。</p> <p>また、収入未済の長期化等が予想されるものについては、連帯保証人への督促、債務者の財務調査・資産調査等を行い、適切な措置を講じることとしている。</p>
<p>(f) 債権分類に基づく収入未済債権の適正な管理</p> <p>債務者等の生活実態等を的確に把握した上で、債権の回収可能性に着目した適切な債権分類に基づき、回収可能性の高い債権に対し重点的にアプローチを図るなどにより、効率的で効果的な償還事務に努められたい。</p>	<p>(知事部局〔母子寡婦福祉資金〕、教育委員会)</p> <p>滞納理由別・期間別の債権分類に基づき、償還活動計画を策定して訪問督促等の進行管理を行うなど、効率的で効果的な償還事務に努めている。</p> <p>(知事部局〔中小企業高度化資金・中小企業設備近代化資金〕)</p> <p>従来から債務者等の収入状況等の実態を踏まえ、回収可能性の見込みがなく時効完成した債権については、速やかに不納欠損処分を行うなどして、回収可能性の高いものに重点を置いた回収活動を行っている。</p> <p>また、中小企業高度化資金貸付金については、平成19年度に財源貸付元の(独法)中小企業基盤整備機構と調整のうえ債権の分類を行ったところであり、今後は分類に応じた債権管理を進めていく。</p>
<p>(g) 弾力的な償還体制の構築</p> <p>償還活動に従事する職員(非常勤嘱託員を含む。)について、償還促進月間等における土日、夜間の償還活動を含めた弾力的な償還体制の構築に努められたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>債務者との接触可能性に着目し、償還活動に従事する職員の勤務時間の割振変更も行うなどにより、償還促進月間等において土日、夜間の償還活動を行っており、今後も引き続き、弾力的な償還体制の構築に努めていく。</p>
<p>(h) 償還事務担当者の経理員発令</p> <p>納付意欲のある時をとらえて的確に債権回収を図る必要があることから、償還事務担当者の経理員発令の是非について検討されたい。</p>	<p>(知事部局〔母子寡婦福祉資金〕、教育委員会)</p> <p>訪問督促時に償還金を収受できるよう、必要に応じて償還活動に従事する職員の経理員発令を行っている。</p> <p>なお、健康福祉事務所職員の経理員発令については、本庁から県民局への債権移管に併せてその導入を検討していく。</p> <p>(知事部局〔中小企業高度化資金〕)</p> <p>訪問督促時に償還金を収受できるよう、必要に応じて償還活動に従事する職員の経理員発令を行うこととする。</p>
<p>イ 債権の管理</p> <p>(7) 不納欠損を行う場合の判断基準の策定</p> <p>消滅時効の援用の見込みがある場合の判断基準を策定し、これに基づき債権の整理を進められたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>財務規則第44条第1項第1号の規定により不納欠損の決定を行う場合を例示して不納欠損処理の適正化を図るとともに、債権の保全及び回収に努めるよう、出納局から部局長に通知し、周知徹底を図ることとしており、各貸付金資金についても、当該通知に基づき、債権整理を進めていく。</p>

<p>(イ) 不納欠損を行った場合の債権の管理方法 私法上の債権を消滅時効の援用の見込みあり等として不納欠損を行った場合の債権の管理方法について検討されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 財務規則第44条第1項第1号の規定により私法上の債権を消滅時効の援用の見込みありとして不納欠損を行った場合等には、債権現在高簿に計上して管理するよう、出納局から部局長に通知し、周知徹底を図ることとしており、各貸付金資金についても、当該通知に基づき債権管理を行っていく。</p>
<p>(2) 個別事項 ア 中小企業高度化資金 (イ) 長期延滞債権の整理 長期延滞債権について、担保の処分、連帯保証人への徴求の可能性を踏まえ、債権管理審査会の審査を経て債権の整理を進められたい。</p>	<p>(知事部局) 長期延滞債権については、債権分類に応じて、債務者や連帯保証人の資産状況の調査等を行い、担保の処分や連帯保証人への徴求の可能性を検討している。 また、債権管理審査会に延滞債権の償還状況や今後の方針について定期的に報告を行い、債権の管理・整理に努めている。</p>
<p>(ロ) 償還条件を変更した債権の管理 貸付条件を変更した全ての債権が将来不良債権化するものではないが、償還を行うことが著しく困難であることを理由に貸付条件の変更をしていることから、債務者の経営状況等を定期的に把握し、経営等に関する指導を継続的に実施する等、適切な債権管理に意を用いられたい。</p>	<p>(知事部局) 正常償還先を含め、全ての貸付先から利用状況報告を受け、書面での経営状況の把握を行っている。貸付条件変更先については、特に経営診断担当と連携し、債務者と面談し経営状況の把握を行うほか、償還指導・事後助言等により、債権の正常化に努めている。</p>
<p>(ハ) 担保の設定・評価のあり方 貸付金債権の保全のため、担保の設定・評価のあり方について検討されたい。</p>	<p>(知事部局) 中小企業高度化資金については、県の運用基準に基づき、担保を徴求し、設定しているが、今後、保全の強化の観点と政策融資の観点とを考慮し、他都道府県の担保設定状況等も勘案して担保設定基準のあり方を検討していく。</p>
<p>(ニ) 連帯保証人に対する適期の調査 債権の回収可能性を判断し、債権回収を進めるためにも、連帯保証人に対する適期の調査に努められたい。</p>	<p>(知事部局) 延滞先等、債権回収を進めていく貸付先について、(独法) 中小企業基盤整備機構とも連携し、連帯保証人調査を適時行っていく。</p>
<p>イ 地域改善対策奨学資金 (イ) 債務者が異動した場合の債権の管理方法 償還活動を実効あるものとするため、借受人及び連帯保証人(法定代理人)の償還実態等を勘案の上、本庁・教育事務所間及び教育事務所相互間での一層の連携を図り、より効率的な管理方法を検討されたい。</p>	<p>(教育委員会) 債務者が異動した場合には、本庁・教育事務所及び教育事務所相互間で連絡調整を図り、必要に応じて、異動先の市町教育委員会の協力を得て債務者の居所確認を行うなどの連携を行っている。</p>
<p>(ロ) 訪問等による償還活動の推進 年間を通じた計画的な訪問等調査活動を行い、償還活動に積極的に取り組まれたい。</p>	<p>(教育委員会) 年間を通じた償還活動計画を作成して滞納者の実態把握に努めている。また、奨学資金返還金収納促進専門員(一部の教育事務所に設置)を活用し、効果的な償還活動に努めている。</p>

<p>(イ) 連帯保証人へのアプローチの推進 連帯保証人にアプローチした結果、奨学資金の分納のあった教育事務所もあるので、連帯保証人へのアプローチを推進されたい。</p>	<p>(教育委員会) すべての教育事務所において連帯保証人へのアプローチを行っている。今後も滞納者の連帯保証人へのアプローチの推進に努めていく。</p>
<p>(ハ) 奨学資金返還金収納促進専門員（非常勤嘱託員）の配置効果の検証等 収納促進専門員の配置効果を検証した上で、多額の収入未済を抱えている他の教育事務所への配置について検討されたい。</p>	<p>(教育委員会) 奨学資金返還金収納促進専門員により継続性をもった償還活動を行った結果、返還金及び免除において成果を得ており、引き続き、配置効果の検証を進めていく。</p>
<p>ウ 母子寡婦福祉資金 (イ) 貸付権限と債権回収責任の一体化 収入未済対策に責任を持って取り組んでいくためには、貸付権限と債権回収責任を一体化し、権限と責任の明確化を図ることが望ましいと考えるので、県民局への債権移管について検討されたい。</p>	<p>(知事部局) 貸付権限と債権回収責任の一体化を図るため、県民局への債権移管について引き続き検討していく。</p>
<p>(ウ) 本庁児童課の償還事務のあり方 児童課における償還事務のあり方を見直されたい。</p>	<p>(知事部局) 納付意欲のある時をとらえて債権回収が図れるように、児童課職員に経理員発令を行い、訪問による徴収を実施している。</p>
<p>(エ) 市との連携の推進 償還指導事務に際し、市との連携の推進に意を用いられたい。</p>	<p>(知事部局) 母子福祉担当者会議を開催し、県・市の連携について意識づけを図ったり、各県民局が開催する貸付審査会を活用し、貸付審査及び償還指導の進め方を市と協議しているほか、償還促進月間を設け、県と市で協力し合同で訪問・指導を行っている。</p>
<p>エ 中小企業設備近代化資金 延滞債権の整理 少額を分納中のものもあるが、債務者、連帯保証人の資力調査等を踏まえ、債権の整理に努められたい。</p>	<p>(知事部局) 少額分納中の債権については、引き続き分納を求めていくとともに、償還活動を継続しても特段の効果がないものについては、資力調査等を踏まえ、償還猶予、不納欠損を行うなどして、回収可能性の高い債権を重点的に回収していく。</p>

2 公の施設における防火管理体制

意 見	対応及び改善策
<p>(1) 防火管理者の未選任等 防火管理者の選任に当たっては、防火管理講習の課程を修了するなどして、防火管理者としての資格を有することが前提となる。日頃から複数の有資格者を配置しておくなどの工夫を図り、前任者の異動・退職に際しても、円滑かつ速やかに新たな防火管理者の選任及び消防署への届出手続が行われるよう、適正に対応されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 平成19年度に防火管理者の異動があった施設については、速やかに防火管理者を選定し、所轄の消防署への届出手続を行った。 施設によっては、異動・退職による防火管理者配置の空白期間が生じないように、複数の有資格者を配置するなどの対策を講じたところもあり、今後とも、職員の異動等に際しては、遅滞なく新たな防火管理者の選定及び消防署への届出手続を行っていく。</p>

<p>(2) 消防訓練（消火、避難及び通報訓練）の未実施</p> <p>施設管理者や防火管理者が消防法令を的確に理解していない現状が見受けられたことから、消防法令の理解と遵守に一層努めるとともに、実効性のある消防訓練を適正に実施されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>平成19年度は、いずれの施設においても消防計画に規定する消防訓練を実施済、または実施予定である。</p> <p>今後とも、消防法令の理解と遵守に一層努め、消防訓練の適正な実施に努めていく。</p>
<p>(3) 防火対象物点検の未実施</p> <p>速やかに当該点検と報告を行い、利用者の安全確保に努められたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>防火対象物点検が未実施であった施設については、いずれも平成19年度中に点検を実施済、または実施予定である。</p> <p>今後とも、消防法令に基づき、速やかに当該点検と報告を行っていく。</p>
<p>(4) 消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物の区分変更</p> <p>施設の使用実態が消防署への届出と異なっている場合は、区分の変更を消防署と協議し、当該区分に対応した適切な消防設備を設置するとともに、当該区分に基づく適正な防火管理業務を実施されたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>使用実態と区分が合致していなかった3施設については、消防署と協議を行った結果、いずれも区分変更が必要であることを確認した。うち、1施設については、既に区分変更済であるが、残る2施設については、新たな区分に対応した消防設備の整備が必要であることから、整備が完了次第、消防署に対し区分変更の届出を行う予定である。</p>
	<p>(知事部局)</p> <p>個別の意見に対しては、上記のとおり対応がなされたところであるが、さらに、県立施設の施設管理者等に対し、消防法令等の遵守を指導する通知を平成19年度中に行うこととしており、今後とも、利用者の安全確保に向け、適正な防火管理業務に努めていく。</p>

3 高額機器の契約関係事務

意見	対応及び改善策
<p>(1) 共通事項</p> <p>ア 機種選定委員会の運営上の問題</p> <p>機種選定委員会は、形式的に開催されるものではなく、審議機関として実質的に機能させる必要があることから、運営要領に基づく適正・的確な運営に意を用いるとともに、必要に応じて外部の専門家の意見を求められたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>県立大学では、高額機器の購入に当たっては、教員だけでなく本庁大学課の職員も機種選定委員会に出席し、機種比較や性能等の検証・審議に努めているが、外部の専門家の意見等を求めることについては、今後検討していく。</p> <p>(病院局)</p> <p>医療器材等選定委員会は、原則、持ち回りによらず会議方式により開催し、委員による実質的な協議、検討を行うよう、平成19年4月に各病院あて周知徹底した。</p> <p>なお、購入予定価格が1機種1千万円以上の場合は、病院局において医療器械機種選定委員会を開催しているが、その際、従前から神戸大学医学部大学院教授等に委嘱し、必要に応じて機種選定の妥当性について意見を求めている。</p>

<p>イ 仕様策定委員会運営要領の制定 知事部局及び企業庁にあっては、機種選定委員会運営要領と同様、統一要領を制定されたい。</p>	<p>(知事部局、企業庁) 高額機器の調達に際して仕様を策定しようとする場合には、仕様策定委員会を開催することとし、「仕様策定委員会運営要領」を定め、平成20年4月から施行する。</p>
<p>ウ 複数機種の選定 経済性の観点からみれば、複数機種の選定に優位性が認められることから、契約担当者は、可能な限り複数機種の選定に努められたい。</p>	<p>(知事部局、企業庁、病院局) 特殊な機能を有することにより機種が限定される場合を除き、可能な限り仕様等を工夫して複数機種を選定できるように努めている。</p>
<p>エ 仕様による入札の場合の留意点 仕様による入札を実施する場合にあっては、業者に対しては、調達機器に必要な性能、条件のみを提示することとし、必要があつて想定機種を例示する場合は複数機種を例示する等、仕様による入札事務について配慮されたい。</p>	<p>(知事部局) 仕様による入札を実施する場合において、調達機器に必要な性能、条件に加え、必要があつて想定機種を例示するときは、可能な限り複数機種を例示するよう、出納局から平成19年7月27日付で部局長に通知し、周知徹底を図っており、各実施機関とも適正な仕様の作成に努めている。</p>
<p>オ 予定価格設定上の留意点 予定価格の設定は、契約金額に大きな影響を及ぼすことから、複数業者からの見積書の徴収、他機関における導入実績や取引実例調査を実施するなど、可能な限り広範に情報収集を行い、適切な予定価格の設定に努められたい。</p>	<p>(知事部局、病院局) 予定価格の設定にあたっては、できるだけ複数の業者から見積書を徴収するとともに、取引実例・実勢価格の調査等、可能な限り広く情報収集を行い、より適切な予定価格の設定に努めている。</p>
<p>(2) 個別事項 ア 県立大学 随意契約の適正な運用 随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項に規定する場合に限られていることから、県立大学にあっては、随意契約の適正な運用に努められたい。</p>	<p>(知事部局) 随意契約の相手方が1者に限られる場合には、各キャンパスから大学本部に事前協議することとし、随意契約事務の適正な執行の確保に努めていく。</p>
<p>イ 出納局 競争性の確保 医療機器等、高額機器の契約事務に当たり、競争性の一層の確保に意を用いられたい。</p>	<p>(知事部局) 物品調達に係る入札について、一層の競争性・透明性・公正性を確保するため、平成19年4月から契約予定金額1千万円以上の物品調達に制限付一般競争入札を導入した。 平成19年7月以降は、地方自治法施行令及び財務規則に定める「随意契約を行う場合の予定価格の限度額」を超える物品調達に制限付一般競争入札の対象範囲を拡大し、公正な競争の促進と入札参加機会の増加を図っている。</p>
<p>ウ 県立病院 (病院局) (7) 機器の一括調達 同一年度において複数の病院が同種の機器を購入する場合、スケールメリットによる経済性を勘案し、本庁等において一括購入することを検討されたい。</p>	<p>(病院局) 平成19年度より、複数の病院が同種の機器を購入する場合、本庁等において一括購入することとしており、本年度は電動式ベッド(3病院で購入)について一括購入した。 今後とも、スケールメリットを生かした機器の一括購入を実施していく。</p>

<p>(イ) 入札参加者審査会の一部未実施 入札参加者審査会の適正な運営に努められたい。</p>	<p>(病院局) 同一機器を複数購入することにより1件あたりの契約予定金額が1千万円以上となる場合も入札参加者審査会の審査対象であることを、平成19年4月に各病院あて通知し、周知徹底を図っている。</p>
<p>エ 企業庁 機種選定委員会に諮る案件の範囲の拡大 1千万円以上の水質検査機器に限らず、200万円以上の高額機器の取得については、機種選定委員会の対象とし、より公正で透明性のある機種選定を行われたい。</p>	<p>(企業庁) 平成19年10月に知事部局の機種選定委員会運営要領に準じて統一要領を制定し、機種選定委員会の審議対象を200万円以上の全ての機器調達とした。</p>

4 「県関係団体会計事務指導・支援マニュアル」に基づく主務課の指導・支援

意見	対応及び改善策
<p>(1) チェックの形骸化 主務課のチェックが一部形骸化している ので、主務課においては、専門的なスキルの向上に努め、実効ある点検を実施されたい。 なお、審査・指導室（現審査・指導課）の支援を求めず単独で点検を実施している主務課にあつては、点検に苦慮している現状が伺えることから、審査・指導室への支援要請を検討されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 各主務課とも、担当職員の専門的スキルを向上させ、マニュアルを効果的に活用させるため、積極的に出納局等が開催する各種研修会へ参加している。 また、各主務課においては、審査・指導課の支援を受けて、マニュアル等を活用した実効的な点検の実施に努めている。 なお、これまで単独で点検を実施していた主務課にあつては、平成19年度から審査・指導課の指導・支援を受けて点検を実施している。</p>
<p>(2) 組織としての対応の不備 団体に対する点検・指導の責任が主務課にあることを認識し、組織として団体の指導・支援に取り組まれたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 団体に対する点検・指導結果は、速やかに課長に対し復命を行うとともに、問題点がある場合などは、主務課全体で団体の指導・支援に取り組んでいる。</p>
<p>(3) 点検時期の問題 主務課による指導・支援を効果的に行うためには、マニュアルに従い、主務課の点検を適期に実施されたい。また、年1回決算時期に合わせ、点検を行っている主務課が大半であるが、相当量のチェック項目を適正に検証していくには時間的余裕がないことから、決算時期とは別に会計事務の点検を行うなど、可能な限り複数回の点検を実施されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 平成19年度においては、大半の主務課が複数回の点検を実施した。今後も、可能な限り複数回の点検の実施に努めていく。</p>
<p>(4) 「会計事務」点検の未実施 「会計事務」の点検は、内部チェック体制の整備及び運用状況等を点検するために実施するものであるため、「会計事務」についても点検を実施されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会) 「会計事務」の点検が未実施であった主務課においては、審査・指導課の支援を受け、チェックシートに基づき「会計事務」の点検を実施、あるいは団体自ら点検を実施した「会計事務」チェックシートを主務課が検証することで、内部チェック体制の整備及び運用状況等の点検を実施した。</p>

<p>(5) マニュアル活用説明会への不参加</p> <p>担当者のスキルを向上させ、マニュアルを効果的に活用させるためには、初心者にとっては審査・指導室が開催する研修会への参加が不可欠であるので、主務課は研修会への担当者の参加について配慮されたい。</p>	<p>(知事部局)</p> <p>平成19年度のマニュアル活用説明会へは、大半の主務課担当職員の参加が図られたところであり、今後も、担当職員の研修会参加を促進していく。</p>
<p>(6) 点検結果の団体への未通知</p> <p>主務課は、マニュアルに基づき、点検結果を団体へ通知されたい。</p>	<p>(知事部局、教育委員会)</p> <p>平成19年度においては、全ての主務課が団体に対し点検結果を通知することとしており、今後も、適正な事務処理に努めていく。</p>
	<p>(知事部局)</p> <p>個別の意見に対しては、上記のとおり対応がなされたところであるが、さらに、出納局では、主務課等に対するマニュアル活用研修会や簿記研修会等の実施、期中の点検に対する支援を行うとともに、団体の内部統制を強化するため、会計責任者による自主点検等を指導している。</p> <p>今後とも、出納局による主務課及び団体に対する指導・支援の充実に努め、実効ある点検体制の確保に努めていく。</p>